

官報

号外

昭和二十五年四月八日

第七回 参議院會議錄第四十号

昭和二十五年四月七日(金曜日)午前十時四十分開議

議事日程 第三十八号

昭和二十五年四月七日

午前十時開議

- 第一 精神衛生法案(中山壽彦君外十四名発議) (委員長報告)
- 第二 青少年飲酒防止法案(畑井伊介君外二十一名発議) (委員長報告)
- 第三 旧軍港市転換法案(佐々木鹿藏君外二十一名発議) (委員長報告)
- 第四 保険業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第五 公職選挙法案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第六 公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第七 別府国際観光温泉文化都市建設法案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第八 水路業務法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第九 倉庫業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

- 第一〇 愛媛県三間村小学校改築に関する請願 (委員長報告)
- 第一一 新制中学校建築費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第一二 六・三制建築予算復活に関する請願 (委員長報告)
- 第一三 育英資金国庫補助増額に関する請願(三件) (委員長報告)
- 第一四 科学研究等に必要経費増額の請願 (委員長報告)
- 第一五 六・三制義務教育費全額国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第一六 六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第一七 九州大学大学院特別研究生に研究費増額等の請願 (委員長報告)
- 第一八 公民館に専任職員配属の請願 (委員長報告)
- 第一九 国宝月輪寺薬師堂改修費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇 国宝瑞巖寺本堂外五廡修理工事費国庫補助に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第二一 旧制高校卒業生の進学問題に関する請願(四件) (委員長報告)

- 第二二 育英資金等の国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第二三 六・三制建築予算増額等に関する請願 (委員長報告)
- 第二四 育英資金国庫補助増額等に関する請願 (委員長報告)
- 第二五 大学研究機関拡充に関する請願 (委員長報告)
- 第二六 私学に対する国庫補助および貸付の請願 (委員長報告)
- 第二七 六・三制教育費全額国庫補助等に関する請願 (委員長報告)
- 第二八 私学への国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第二九 短期夜間大学開設に関する請願 (委員長報告)
- 第三〇 大学院学生に対する育英資金の増額等に関する請願 (委員長報告)
- 第三一 室蘭工業大学火災復旧に関する請願 (委員長報告)
- 第三二 六・三制学校建築費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第三三 東北横聖地帯の六・三制建築費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第三四 盛岡市青山小学校増築に関する請願 (委員長報告)

- 第三五 育英奨学生希望者全員採用等に関する請願 (委員長報告)
- 第三六 青年教育の振興に関する請願 (委員長報告)
- 第三七 手芸教育振興に関する請願 (委員長報告)
- 第三八 東北大学に東北文化研究所設置の陳情 (委員長報告)
- 第三九 山形県島海中学校建築費国庫補助に関する陳情 (委員長報告)
- 第四〇 新制中学校建築費国庫補助に関する陳情 (委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨五日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

貴金屬管理法案 大蔵委員会に付託

恩給法等の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

漁港法案(水産委員長提出)

同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所法等の一部を改正する法律案

同日議院運営委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 石坂豊一君(中川以良君の補欠)

理事 大島定吉君(左藤義詮君の補欠)

同日委員長から左の報告書を提出した。

精神衛生法案可決報告書

保険業法等の一部を改正する法律案可決報告書

文部委員会請願審査報告書第一号

文部委員会請願特別報告第一号

厚生委員会請願特別報告第五号

厚生委員会陳情審査報告書第五号

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 小串 清一君

外務委員 淺井 一郎君

大蔵委員 林屋龜次郎君

同 玉屋 喜章君

同 平沼瀧太郎君

同 田方 進君

建設委員 大隅 憲二君

同 安達 良助君

同 門田 定藏君

同 宿介 榮一君

同 岡 伊能君

同 渡邊 甚吉君

同 岡部 常君

同 松下松治郎君

同 齋 武雄君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

人事委員 平沼瀧太郎君

外務委員 林屋龜次郎君

大蔵委員 淺井 一郎君

同 大隅 憲二君

同 小串 清一君

同 安達 良助君

同 建設委員 玉屋 喜章君

同 経済安定委員 田方 進君

官報号外 昭和二十五年四月八日

参議院會議錄第四十号 議長の報告

「來馬塚道君登壇、拍手」

○來馬塚道君 本員は公職選挙法案に反対する主なる理由を申し上げます。

第四百七十七條のポスター処理の規定が殆んど不可能のことを都道府県市町村選挙管理委員会に要求したものであり、という点であります。従来選挙当日に限り、投票所の入口から三町以内の区域に選挙事務所を置くことを禁じた精神に従い、且つ昭和二十年十二月十七日内務省令第三十二号、衆議院議員選挙運動取締規則第三條第三号に、選挙の当日に限り、演説会場表示用の張札、立札看板、演説会告知用の文書と雖も投票所の入口より三百二十七メートル(約三町)以内の区域において頒布、貼付、掲示することを得ずと定めたる精神により、約三町を今回は約一町と改め、これを法律で定めたものである。この三町云々は従来適當の規定と思われ、各候補者及び当時の責任者たる選挙事務長は、これを実行するために真夜中から天明までの間に事務所を移転し、立札を撤去し、ポスターを剥ぎ取る等少からざる苦心と労力を費したものであります。然るに本法案においては三町を一町に縮め、すでに掲示したポスターを短時間内に撤去することを選挙管理委員会に命ずるのである。これは管理委員会には非常な重荷になつて、若し人通りの多い人家楕比の所、例えば浅草雷門の区役所の辺の

ごとき場所であれば、各候補者が五枚でも十枚でも貼付け、且つ近頃は強靱な糊で貼付けるから、地方区において

は勿論、全国区に依り二百人の候補者が出るを見て、五十人が五枚ずつ貼るとすると数百枚に達することがないとも言えない。これを深夜作業で剥ぎ取るのは容易の業でない。全国選挙管理委員会連合会が本法案に対し修正の陳情をなしたたつたのは無理もないことであり、よつて本員は委員会において二三の修正説を述べておる。即ち「選挙場の入口から約一町以内の所には一人五枚以上掲示してはならない」といふことと「各候補者は張札の撤去につき選挙管理委員会に協力しなければならぬ」といふ等の條文を第四百四十七條の第三項に加えることを提案したのであるが、衆議院の方では、これらの義務を選挙管理委員会に課してしまふ方針で、到底同意を得られないという委員諸君の観測であつたから、本員は修正案を見合せたのであります。然るに採決の時期に近づくに従い、委員は、本條の明文は初めからその地域内の枚数を制限しなければならぬ、そうでなければ必ず争訟の基となり、收拾できないことになることをまず憂うるに至つたのであります。換言すれば、この点、本法案は不備である。これが本案に反対する第一の理由であります。

第二に、本法案の不備なりと思ふことは、参議院全国区議員選挙と、他の公職の選挙とを同一の法律を以て規定することは根本概念において誤まつて

いるといふ点である。言うまでもなく、我が参議院の組織は世界に例のない制度であつて、殊に全国区の選挙は最も特色のある規定である。即ちすでに全国の同業者等の間に、その人格、学識、技能等が知られている人が立候補して当選を争ひ、全国の有権者も、平素予め得たる知識により判断して投票するのを根本概念とするのである。昭和二十二年の第一回の選挙において、一部の人が、選挙人が無関心だから当選者が定員に達しないだろうと言つていた。要を要切つて、極めて適當な人物を参議院に送られたのである。然るに本法案を通過すると、都道府県市町村内の選挙運動と、この特異性ある全国区議員とを同一の方法で選挙を行わせようとするので、例えば法定運動費は非常に多額に定められ、候補者及び運動員は全国を駆足で運動して廻るべきものなりと指示してあること、いわゆる八当五落の標語が夢に非ずして現実なりとあつては、かかる困難なる運動の結果当選した人が如何にして政治活動を続けるかを考へるとき、甚だ寒心に堪えない。本員は、本法案の根本概念を改め、国家の待望する人物を選出する途を講じたいと思ふ。即ち参議院全国選出の議員選挙に関する法律は大改善をなす要あり。本案はこの点不完全である。よつて反対するのであります。

第三に、目下來たるべき六月選挙に先立ち、次官、局長級の人材が統々辞職して立候補するようであり、折角

当選した知事、市長等中途辞任して、その地方を主たる地籍として立候補する者もあるやに聞いている。これはその人の自由であるが、行政面に進出して多年の知識経験を積んだ官吏が、参議院全国選出の途が開けたことを立身の據けなりと心得て、この方面に転進する傾向を示したことは、参議院議員の選挙規定が、何か有能の官吏を参議院に赴かしむる欠陥といつては誤解があるかも知れないが、これがあつてはならないか。これは今少くも研究しなければならぬと思ふ。只今委員長の報告中にも触れられましたが、この問題については、或る種の公職に対して、辞任後六ヶ月を経過しなければ立候補できないことにしようという修正案も出たが、本員はこれら枝葉末節でなく、一層高い所から改正せねばならぬと思ふ。これが本案に反対する第三の理由であります。

とも思ふ。よつて欠点多き法律として委員会に議決に従わんとも考へたが、審議終局の現状に鑑み、最も近き次の機会に改正せらるべき準備として、この反対意見を述べらるゆゑんであります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。両案全部に対する討論は終局したものと認めます。

参事をして報告をいたさせます。

〔海保参事朗読〕

本日議員から左の修正案を提出した。公職選挙法案に対する修正案(羽仁五郎君発議)

○議長(佐藤尚武君) この際、羽仁五郎君提出の修正案の趣旨説明を求めます。羽仁五郎君。

公職選挙法案に対する修正案
右の修正案を成規により提出する。

昭和二十五年四月七日
発議者
羽仁 五郎

賛成者
堀井 伊介 堀 眞琴
木村藤八郎 鈴木 清一
千葉 信 水橋 藤作
大野 幸一 木下 源吾
岩崎正三郎 山田 節男
大島農夫雄 伊藤 修
田中 利勝 丹羽 五郎
千田 正 楠見 義男

佐々木良作 太田 敏兒
藤田 芳雄 川上 嘉
参議院議長佐藤尚武殿

公職選挙法案の二部を次のように修正する。

目次中「第四十八條(代理投票)」を「第四十八條(代理投票その他の投票)」に、「第三百三十七條(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)」を「第三百三十七條(教育上特殊の地位を利用する選挙運動の禁止)」に改める。

第四十八條見出しを「(代理投票その他の投票)」に改め、同條第二項中「前項を第一項に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 選挙人で、選挙の当日、政令で定める区域内において、法令の規定により抑留されている者は、その請求により当該警察官又は警察吏員の監視の下に、投票所に行き、自から投票をすることができ

る。
第三百三十七條を次のように改める。

(教育上特殊の地位を利用する選挙運動の禁止)

第三百三十七條 何人も、教育上特殊の關係ある地位を利用して、学校の児童、生徒及び学生で年令二十

百四十六條第一項中「禁止を免れる行為として、」の下に「主として」を加える。
第四百十八條第一項但書を削る。

第三百三十五條第二項を削る。
第二百六十三條に次の一号を加える。

第十三 第六條(選挙事項の周知及び棄権防止)の規定による啓蒙宣伝に要する費用
第二百六十四條第一項第一号中「及び第十号を」第十号及び第十

三号に改める。
第二百七十七條第二項及び第三項を削る。

〔羽仁五郎君登壇、拍手〕

○羽仁五郎君 御承知のように、只今議題となつております選挙法は選挙基本法としての性格を持つております。その意義を十分に認識せられて、衆参両院の委員会においては慎重審議を盡され、殊に我が参議院の選挙法改正特別委員会の委員長は非常な努力を拂われて、先程御報告になりました結果に到達せられたのであります。併しながら我々参議院の使命を考へ、そして又今議題となつておりますものが選挙基本法であるだけに、今まで到達せられました結果の中で、どうしてもこれは我々として反対せざるを得ない、従つて修正の必要を感ずるといふ約六つの点について修正案を提出いた

しまして、多数の皆様の御賛成を得たと思ひますので、その趣旨を説明することを許されたいと考へるのであります。

不幸にして我々日本国民は、従来我々国民の生活を政治の方法によつて改善するという体験を持つたことがありません。これは歴史的に考へて見ますと、旧議会がいわゆる立憲制度の上に立ちながらその実権を持たなかつたことに最大の原因があつたのであらうと考へられます。従つて真実の実権を持たない議会の議員の選挙であるために、日本には久しく選挙腐敗の悪習慣が成立してしまつたことは皆様の御承知の通りであります。ところが現在新憲法によつて、我が国会は旧議会とは全く異つて、いわゆる人民主権の上に完全なる実権を持つたのであります。然るに今国会が完全なる実権を持つたにも拘わらず、過去において棄われた選挙腐敗の悪習というものが今日まだその跡を絶たない。その結果、本日も不幸にしてその実例を見ましたよう

な、現在の国会においても国民の期待を十分に發揮することができないで、却つて国民の失望を買ひ、併し若しこの新しい国会が国民の失望を買ひ、如何に恐るべきものであるかといふことは諸君も十分御承知のところであり

ます。国会に対する国民の信頼が失われるならば、それは徐々にフアンズムの成立を助けるものに外ならない。その意味において、我々は国民の期待を裏切らざる国会を作らなければならぬ。現在諸君の前に問題となつて

いる新しい選挙法の制定は、実にかような重大な使命を持つていたのであります。いわゆる世人はしばしば「国会を批評し、又議員を非難したてております。併し一定の選挙法が一定の議員を選挙するのであります。選挙法の性格によつて必ず一定の議員が選挙されるのであります。ここに選挙法の重大な意義がある。又選挙法改正の重大な意義があると思へます。遺憾ながら現在選挙法はかかる意味において世人の関心事となつていない。そのために選挙法の真実の改正が容易ではありません。

國家に對し、議會に對して不滿を抱く前に、一般大衆は選挙法を問題とすべきなのであります。旧帝國日本の選挙法と新しい民主主義日本の選挙法と、そのあり方はどこが違わなければならぬか。参議院の選挙法改正委員会として委員会の討議に参加すること約一年、その間、僕の痛感したことは、ただこの一事であります。旧帝國日本の選挙法の觀念が残つておる限り、新しい民主主義の国会と議員とは選出されないのであります。旧帝國日本の選挙法と新しい民主主義日本の選挙法と、そのあり方の違いはどこにあるか。旧帝國日本の選挙法は一種の警察法でありました。それは官僚が国民の

選挙を如何に取締るかの法でありました。従つて、それは何よりも取締に便宜のようになつていたのであります。併し取締を以て断じて優秀なる議員が選出されなかつたことは、事実がこれを証明しております。僕は個々の先輩議員を非難しようとするものではありません。旧帝國議會が、軍閥、官僚、財閥に陳を屈したことを指してかく言うのであります。新しい民主主義の日本の選挙法は、断じて警察法の一つのようなものであつてはならない。新しい民主主義の日本の選挙法は、國民の最高の政治的自由の発揮である選挙の自由を保障する法でなければならぬ。現在改正されようとしておる選挙法は、悲しいかな、旧選挙法の色彩を多分に存しております。旧選挙法をこの程度にしか改正し得ないことについて、僕自身その微力を謝さなければならぬのであります。幸いにし

て、只今から御説明申上げる修正案が多数の諸君の賛成を得て、どうか新しい選挙法がその名にふさわしいものになることを心から懇願する次第であります。

その第一点は、新しい選挙法によつて刑務所におる人々の選挙権を尊重することになつたことは誠に喜ばしいのであります。併し、警察に留置されておる人の選挙権というものが尊重されなければならない。それがお手許に配付されております一部修正案

の成立を助けるものに外ならない。その意味において、我々は国民の期待を裏切らざる国会を作らなければならぬ。現在諸君の前に問題となつて

いる新しい選挙法の制定は、実にかような重大な使命を持つていたのであります。いわゆる世人はしばしば「国会を批評し、又議員を非難したてております。併し一定の選挙法が一定の議員を選挙するのであります。選挙法の性格によつて必ず一定の議員が選挙されるのであります。ここに選挙法の重大な意義がある。又選挙法改正の重大な意義があると思へます。遺憾ながら現在選挙法はかかる意味において世人の関心事となつていない。そのために選挙法の真実の改正が容易ではありません。

の第四十八條に關する修正の趣旨であります。

第二は、これは最も重要な点でありまして、御承知のように現行法においては、何人も教育上の地位を利用して未成年者を選挙運動に使用してはならないということを規定しております。

この法の疑うべからざる要点は、未成年者を不当なる選挙運動から保護するというに只今提案されております公職選挙法案においては、教育者が教育上の地位を利用して学生を選挙運動に用いてはならないということになつております。

これは現行法の精神とその立法の精神を全く異にしておる。こういう公職選挙法が若し通過するならば、現行法で禁止しておるような未成年者を何人も選挙運動に利用してはならないという禁止はなくなつてしまつて、誰でも未成年者を選挙運動に使つて構わないということになるという点、それから次に、その中で特に教育者のみを、教育者が学生の選挙運動の援助を受けるということも禁止するといふ不公平な状態が発生するといふこと、そして第三には、学生の中には、未成年者でない、成年者があり

この成年者である学生は十分の政治的判断を持つて、完全な政治的権利行使し得べきであるに拘わらず、これが制限されたという点、以上三つの点は、全く現在提出されている公職選挙

法案というものに、何人も誰も養成することができないのであります。従つて私は、この公職選挙法案の第三十七條は現行法の通りに戻すべきであると諸君に訴えたいと思つております。

第三は公職選挙法案第四十六條の第一項についてであります。選挙期間中において、著述、演説等の広告において、ポスター、文書などの制限を免れる行為として、主として候補者の氏名を掲げることが禁止する、これは現行法であります。公職選挙法案においてはその現行法の中の「主として」という文字を削られたのであります。

これは技術的にはこの「主として」という字は必ずしも必要ではないのであります。併しこの「主として」という字が削られたために、現在一般に従来許されていたことも許されなくなるのではないかと。つまり従来は明瞭に文書、演説の制限を免れる行為として著述、演説の広告をしてきたことは禁止されたんだが、今度は新しい法律において、選挙中は凡そ著述、演説の広告に候補者の氏名を掲げることが禁止されたのではないかと疑いを受けて、又一般にその理解される。又事実において現場の取締などにおいては、そういうような不当な制限が行われる憂いが多分にあるのであります。従つてこれも現行法の通りに「主として」という字を入れて置くのが親

切であり、且つ妥当であると考へるものであります。

それから第四は、公職選挙法案第四十八條の第一項でありまして、これは新聞の自由に関する條項であります。これは御承知のようにしばしば輿論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しそのあとに但書を付けて、そしてその新聞の自由が濫用されることを禁止しようとしておるのであります。併しながらこの新聞の評論の自由の濫用に対しては、他に法律があり、又その規定があるのであります。これを選挙法の中に持つて来る必要がない。又持つて来るために選挙の間における新聞の自由といふものが、場合によつては不当に著しく制限される虞れが多分にある。従つてこの但書は削除せらるべきものである。

第五は、又その問題に關して第二百三十五條の第二項といふものも必要がない。これは選挙という政治的自由が最大限に發揮せられることを選挙法の中においては期待すべきであつて、これに對して他の法律で十分行い得るような取締の規定を持つて来るべきではないという理由によります。

第六は、第二百六十三條に次の一項を加える。即ち選挙管理委員会が、選挙のときだけでなく選挙と選挙との間におきましても、選挙事項の周知及び案権防止のために啓蒙宣伝を行う、こ

れに對する費用を国から支出すべきである。これは選挙管理委員会からの熱心な希望に基くものでありまして、且つ又選挙管理委員会がその新しい使命を十分に發揮せられる上に、選挙管理委員会の機構が充實することを希望するからであります。これに對する費用といふものは若干の費用が必要であります。併しこれによつて国民の政治教育が徹底し、それによつて得るところの利益は、支出するものに比して遙かに大であると考えられるので、この費用が支出されることが望ましいと考えるのであります。

最後に、第二百七十条第二項及び第三項を削除せられたという理由は、この二百七十条の第二項及び第三項は、現に療養所において療養をしておられる方々のその療養所をその住所と認めないといふのが第二項でありまして、そして第三項において、この第二項はその人々の選挙権の行使を制限するものではないといふ規定を置いておるのであります。これは誠にこの規定の上からも曖昧な規定でありまして、第二項においてその選挙権の行使を制限し、第三項においてそれを制限するものではないといふより、二

項、三項といふものはその意味が全く明らかでない。これは何が故にこゝう第二項、第三項が設けられたのか、その推測することはここに差控えますが、療養所に療養しておる人々の選挙権の行使といふものを完全に認めるべきことは当然であつて、これに對して法律を以て不当な制限を加へるといふことは許すべからざることであります。

この点については全国の療養所の諸君から陳情、請願が委員会にも多数に参つておるのでありまして、殊に心身を傷いて療養しておられる諸君に對して、その選挙権を不当に制限するようなことは我が新らしい選挙法の中で行わすべきでないと考えて、この修正案を提出する次第であります。

以上修正案提出の理由の説明を終りたいと思つておりますが、最後に一言を許されたいと思つておることは、本日この議場において行われた事に悲しむべき事件、こゝした事件を根絶するために、どうか理想的な選挙法を作つて頂きたいといふこと、それから次には、我々が占領下において国民の生活の安全と幸福とを守る責任を持つておるのであります。併しその占領下において、我が国会に特に許されておるところの最大限の自由といふものを、私共は最大限に利用しなければならぬ責任が国民に對してあると考へるのであります。どうか以上の理由によりまして、この修正案が多数の諸君の賛成を得て、我々が新らしい選挙法において特に我々参議院の使命を發揮せられんことを懇願する次第であります。(拍手)

○議長(佐藤四武君) 別に御発言もありません。

七三一

官報号外 昭和二十五年四月八日 参議院會議録第四十号 公職選挙法案外一件

七三一

ければ、これより採決をいたします。先ず初仁五郎君提出の公職選挙法案に対する修正案を問題に供します。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者少数〕
○議長(佐藤尚武君) 少数と認めます。よつて本修正案は否決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に委員会提出にかかる公職選挙法案に対する修正案を問題に供します。本修正案の表決は記名投票を以て行います。本修正案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕

○議長(佐藤尚武君) 投票漏れはございませんか……投票漏れないと認めます。これより開票いたします。投票を計算いたします。議場閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕
〔参事投票を計算〕

○議長(佐藤尚武君) 投票の結果を報告いたします。投票総数九十九票、白色票即ち本修正案を可とするもの九十一票、青色票即ち本修正案を否とするもの八票、よつて本修正案は可決せられました。(拍手)

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名	九十一名
赤木 正雄君	阿竹賢次郎君
安部 定君	飯田精太郎君
岡部 常君	岡本 愛祐君
河井 瀧八君	木下 辰雄君
伊達源一郎君	玉置吉之丞君
穂積貞六郎君	堀越 儀郎君
町村 敬賢君	矢野 西雄君
伊藤 保平君	井上なつゑ君
小野 哲君	中山 壽彦君
鈴木 直人君	竹下 豊次君
高瀬莊太郎君	小林 英三君
野田 俊作君	波多野林一君
一松 政二君	岩本 月洲君
島津 忠彦君	池田宇右衛門君
横尾 龍君	中川 以良君
寺尾 豊君	加藤常太郎君
城 善臣君	淺岡 信夫君
西川甚五郎君	大島 定吉君
黒田 英雄君	平沼彌太郎君
石坂 豊一君	柴田 政次君
石原幹市郎君	松野 喜内君
佐々木鹿藏君	藤井 新一君
深水 六郎君	平岡 市三君
藤森 眞治君	中川 幸平君
小林 勝馬君	竹中 七郎君
林屋龜次郎君	廣瀬與兵衛君
小串 清一君	大隅 憲二君
大隈 信幸君	門屋 盛一君
中井 光次君	油井賢太郎君

〔参照〕

反対者(青色票)氏名	八名
木内ヤウ君	島田 千彌君
吉田 法晴君	木内 四郎君
谷口彌三郎君	田中 利勝君
境野 清雄君	岩木 哲夫君
大島豊夫雄君	島 清君
淺井 一郎君	岡田 宗司君
天田 勝正君	羽生 三七君
鬼丸 義賢君	椎井 康雄君
太田 敏見君	カコエ邦彦君
千田 正君	藤田 芳雄君
伊藤 修君	青山 正一君
中平常太郎君	丹羽 五郎君
佐々木良作君	中村 正雄君
原 虎一君	若木 勝蔵君
三木 治朗君	木下 源吾君
小川 久義君	岩男 仁藏君
鈴木 憲一君	
細川 嘉六君	中野 重治君
岩間 正男君	鈴木 清一君
水橋 藤作君	千葉 信君
堀 眞琴君	羽仁 五郎君

○議長(佐藤尚武君) 次に公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案を採決いたします。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立者多数〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第七、別府国際観光温泉文化都市建設法案(衆議院提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。建設委員長中川幸平君。
〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

別府国際観光温泉文化都市建設法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十五年三月二十三日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

法
別府国際観光温泉文化都市建設法
第一條 この法律は、国際文化の向上を図り、世界恒久平和の理想を達成するとともに観光温泉資源の開発によつて経済復興に寄與する

ため、別府市を国際観光温泉文化都市として建設することを目的とする。
(計画及び事業)
第二條 別府国際観光温泉文化都市を建設する都市計画(以下「別府国際観光温泉文化都市建設計画」という。)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、国際観光温泉文化都市としてふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 別府国際観光温泉文化都市を建設する都市計画事業(以下「別府国際観光温泉文化都市建設事業」という。)は、別府国際観光温泉文化都市建設計画を実施するものとする。
(事業の援助)
第三條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、別府国際観光温泉文化都市建設事業が第一條の目的に達し重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならない。

(特別の助成)
第四條 国は、別府国際観光温泉文化都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行

を補助するものとする。

に要する費用を負担する公共団体に對し、普通財産を譲與することができる。

第五條 別府國際觀光溫泉文化都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、

少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

第六條 別府市の市長は、その住民の協力及び関係諸機關の援助により、別府國際觀光溫泉文化都市を完成することについて、不所の活動をしなければならぬ。

(別府市長の責務)

第七條 別府國際觀光溫泉文化都市建設計画及び別府國際觀光溫泉文化都市建設事業については、この法律に特定の定めがある場合を除く外、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)及び都市計画法の適用があるものとする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に執行中の別府都市計画事業は、これを別府

國際觀光溫泉文化都市建設事業とし、第二條第二項の趣旨に合致するように都市計画法第三條の規定による手続を経て、これを變更しなければならない。

〔中川幸平君登壇、拍手〕

○中川幸平君 只今議題となりました別府國際觀光溫泉文化都市建設法案について、建設委員会における審議の結果を御報告いたします。

本法案は、國際文化の向上を図り、平和理想を達成すると共に、觀光溫泉資源の開発によつて経済復興に寄與するため、別府市を國際觀光溫泉文化都市として建設することを目的とするものであります。その要旨は、國際觀光溫泉文化都市にふさわしい諸施設の計画と、その事業及びこれに對する國、關係地方団体の援助並びに國が本建設事業の用に供する国有財産の譲與に関するもの等であり、本委員会は提案者から提案理由の說明を聴取し、各委員と提案者及び關係政府當局との間に熱心なる質疑応答を重ね、又地方行政委員会との連合委員会を開いて慎重なる審議をいたしましたのであります。委員会及び連合委員会における審議の詳細については速記録によつて御承知を願ひ、ここには質疑応答の主要なるものを御紹介いたします。

本建設事業に對する別府市及び大分県の財政上の負担、國庫からの助成費

求額並びに第四條に規定する国有財産の具体的内容如何との質問に對して、地元は相當の課税、負担を覚悟しておる。又予算措置は別として、本法の制定によつて起債の枠を認められれば、その意義がある。又国有の普通財産として現在別府市にあるものとして一、旧軍用地として石垣原演習地六十万坪、この土地は二十年程前に別府市が九万坪で國に売却したもので、將來軍用を廢するときは同市に買受価格で賣戻す契約があるものである。(「簡單にやれ」「簡單」と呼ぶ者あり)

二、鐵輪所在国有地六千坪、この土地は龜川海軍病院分院用地として別府市某有志より寄附したものである。三、船返りダム及び上水道配水施設、これは昭和二十一年連合軍専用として施設せられ、後、國有となり、現在は市において國の委託により管理中のものであるとの答弁がありました。次は、國の援助の内容如何。國庫から多額の補助を要求するものであるか。又他の職災都市、他の觀光地に對しても同様に特別の助成を必要とするに至ることは考慮を要するところであるとの質問に對しては、別府市にはすでに相當の施設が整つており、今後の助成はそれぞれ所定の手続によつて行われるものであるとの答弁でありました。

本法案審議に當つて最も問題となりました点は、この種特定の地区に對する法案を制定する特別の理由及び本法

が成立するときは、他の諸都、市がこれに追随して底止するところなきに至ることはないか。又全國に百二十五に上る職災都市の復興も十分に進捗せず、昨年計画の縮小を余儀なくせられた状況から見ても、ひとり別府市に對して特別の助成をすることは、他の職災都市に影響を及ぼさざるを得ないのでないかとの諸点でありました。

委員会は建設大臣の出席を求めてその意見を求めましたところ、この種法律が國會を通過した場合、國會の意思を尊重し、觀光事業はその重要性を認めることであるが、一面職災都市の復興は鋭意努力するところで、別府市助成のためにこれを犠牲にするがこときことは毫もなく、又これに影響するものでないとの答弁でありました。又觀光事業としては國立公園の充実に關することの急務であること、この種法律と觀光都市建設に關する一般基本法制定についての質疑応答もあつたのであります。(「討論をやれ」と呼ぶ者あり)

かくてこの種法律の制定が他の多くの都市の追隨を招くこと、又職災都市の復興との關係については繰返し慎重な論議を重ねられた後、質疑を終了、討論に入り、本法案に賛成するが、地元市及び県において必要なる予算の裏付けをすることを希望する。國が譲與する普通財産は従来から同市にあつて提案者から説明されたものだけと解する。又他に多くの職災都

市があり、別府に對して特別の補助はしないとの建設大臣の答弁を諒として、本案に賛成するとの発言がありました。(「もういいよ」と呼ぶ者あり)又觀光事業の重要性を認めて、國際都市の建設が必要である。(「簡單々々」と呼ぶ者あり)而して都市は、國際都市として文化の向上を図り、その実を具することを企圖しなければならぬ。従來觀光國策と稱して施設し来たつたところは僅少である。この際、觀光施設を充実にしなければならぬとの発言もありました。

次いで、本法案に賛成するが、附則に「この法律は、日本國憲法第九十五條の規定により、別府市の住民の投票に付するものとする」との一項を加えて、他の同じ性質の法律と同一の形式を並べたいとの修正意見が述べられました。又この修正に賛成する外、本案の名稱が不適当である。従來國際關係のある諸法律にも特に國際云々の名稱を付しておらず、又文化都市の名稱は別府市の過去、現在の実情に徹して修正し、これを別府觀光溫泉都市乃至は別府溫泉觀光都市建設法と改める。又第七條のうち、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)及び「を」を削除すべきであるという修正意見があり、尙、今後同一性質の法案が提出されるかも知れぬが、地元県及び市の熱意と、その先駆者であることを認めて、本法案に賛成し、万全の措置を期すとの発言が

七三三

あつたのであります。修正意見につきましては、委員長からは、修正には手続の関係もあるので、その旨を速記録に載せることによつて了承を得たいとの発言をいたしました次第であります。

かくて討論を打ち切り、採決いたしましたところ、全員一致提案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第十七より第三十七までの請願及び日程第三十八より第四十までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文部委員理事岩本月洲君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔岩本月洲君登壇、拍手〕

○岩本月洲君 只今議題となりました請願第五十五号外三十四件、陳情第七号外二件につきまして文部委員会にお

きまする審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

六三制建設予算増額の請願陳情十三件についてであります。右は六三制教育完全実施のため国庫補助の増額をなされたいとのことであります。次に育英資金国庫補助増額の請願八件についてでございますが、これは現在、就学中の大学生約五十万人の七割即ち約三十五万人が、学費不足のために或いはそのみならず、生活維持のためにアルバイトを希望しておるものであります。併しながらアルバイトに就職できる者は凡そ三分の一に過ぎず、多数の学生が学業継続困難に陥つておる現状でありまして、この際大幅に育英資金の増額をなされたいということであります。次に旧制高校卒業生の進學問題に関する請願四件は、いわゆる白線浪人一万一千救済のために、旧制大学の採用人員増加、新制大学二年への編入、国立夜間大学の設置等を要望しておるものであります。次に私立学校に関する請願二件は私学に対する国庫補助の貸付の増額を希望しておるものであります。次に科学振興のために科学研究に必要な経費を増額して欲しいという請願、又科学研究機関を拡充して欲しいという請願でございます。

次に国宝瑞巖寺本堂外五廩修理費国庫補助の請願二件と、国宝月輪寺本堂修理費国庫補助の請願、いずれも国宝建築物の腐朽損傷甚だしいために速

急に国庫補助を與えて欲しいというのでございます。次に新制高校を卒業して社会に巣立つ勤労青年のために、尙学業を継続できるように地方の国立大学に夜間部を設置されたいという請願でございます。又室蘭工業大学は本年一月火災を起しまして、その中樞部が約二千坪有りに焼けております。その復旧のためこの際国庫の補助を得たいという請願でございます。次に公民館に専任職員設置の請願でございますが、これは社会教育法において、社会教育の基本施設であります。公民館の充実発展のためには、専任職員を置くことが当面の急務であるにも拘わらず、今日市町村の実情は市町村費を以てこれを賄うことは到底望み得ないので、国庫負担によつて専任職員を置いて欲しいというのであります。次に青年教育振興に関する請願であります。今日青年は戦争のために、精神面、教養面において大きな空白がある。この空白を埋めて、以て新日本建設の大きな力たらしめるために、青年教育対策機関の設置、青年講座の開設、資料の発行等を要望しておるものであります。次に手芸教育振興に関する請願は、婦人の諸学校において手芸教育の振興並びに手芸教員養成のために適当な方法を講ぜられたいというのであります。

以上いずれも文部委員会におきまして慎重審議の結果、いずれも妥當と認め、これを院議に付して内閣に送付す

ることを要するものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

〔拍手〕

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午後六時十二分散会

○本日の会議に付した事件

- 一、中国の飢饉及び日本の安全、在日朝鮮人の処遇に関する緊急質問
- 一、食糧統制撤廃に伴う農業危機に関する緊急質問
- 一、国政審議に対する政府の見解に関する緊急質問
- 一、所謂廣川談話に関する緊急質問
- 一、議員小川友三君懲罰事犯の件
- 一、日程第一 精神衛生法案
- 一、日程第二 青少年飲酒防止法案
- 一、日程第三 田軍港市転換法案
- 一、日程第四 保険業法等の一部を改正する法律案

ることを要するものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午後六時十二分散会

○本日の会議に付した事件

- 一、中国の飢饉及び日本の安全、在日朝鮮人の処遇に関する緊急質問
- 一、食糧統制撤廃に伴う農業危機に関する緊急質問
- 一、国政審議に対する政府の見解に関する緊急質問
- 一、所謂廣川談話に関する緊急質問
- 一、議員小川友三君懲罰事犯の件
- 一、日程第一 精神衛生法案
- 一、日程第二 青少年飲酒防止法案
- 一、日程第三 田軍港市転換法案
- 一、日程第四 保険業法等の一部を改正する法律案

一、日程第八 水路業務法案

一、日程第九 倉庫業法の一部を改正する法律案

一、日程第五 公職選挙法案

一、日程第六 公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理に関する法律案

一、日程第七 別府国際観光文化都市建設法案

一、日程第十乃至第三十七の請願

一、日程第三十八乃至第四十の陳情

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君

副議長 松嶋 喜作君

議員

赤木 正雄君 赤澤 與仁君

阿竹廣次郎君 安部 定君

飯田精太郎君 梅原 眞隆君

大山 安君 奥 むねお君

岡部 常君 岡本 愛蔵君

河井 彌八君 木下 辰雄君

楠見 義男君 來馬 琢道君

西郷吉之助君 島村 軍次君

宿谷 榮一君 高橋龍太郎君

伊達源一郎君 玉置吉之丞君

徳川 宗敬君 藤井 丙午君

北條 秀一君 穂積眞六郎君

堀越 儀郎君 町村 敬貴君

松井 道夫君 矢野 西雄君

山崎 恒君 山本 勇造君

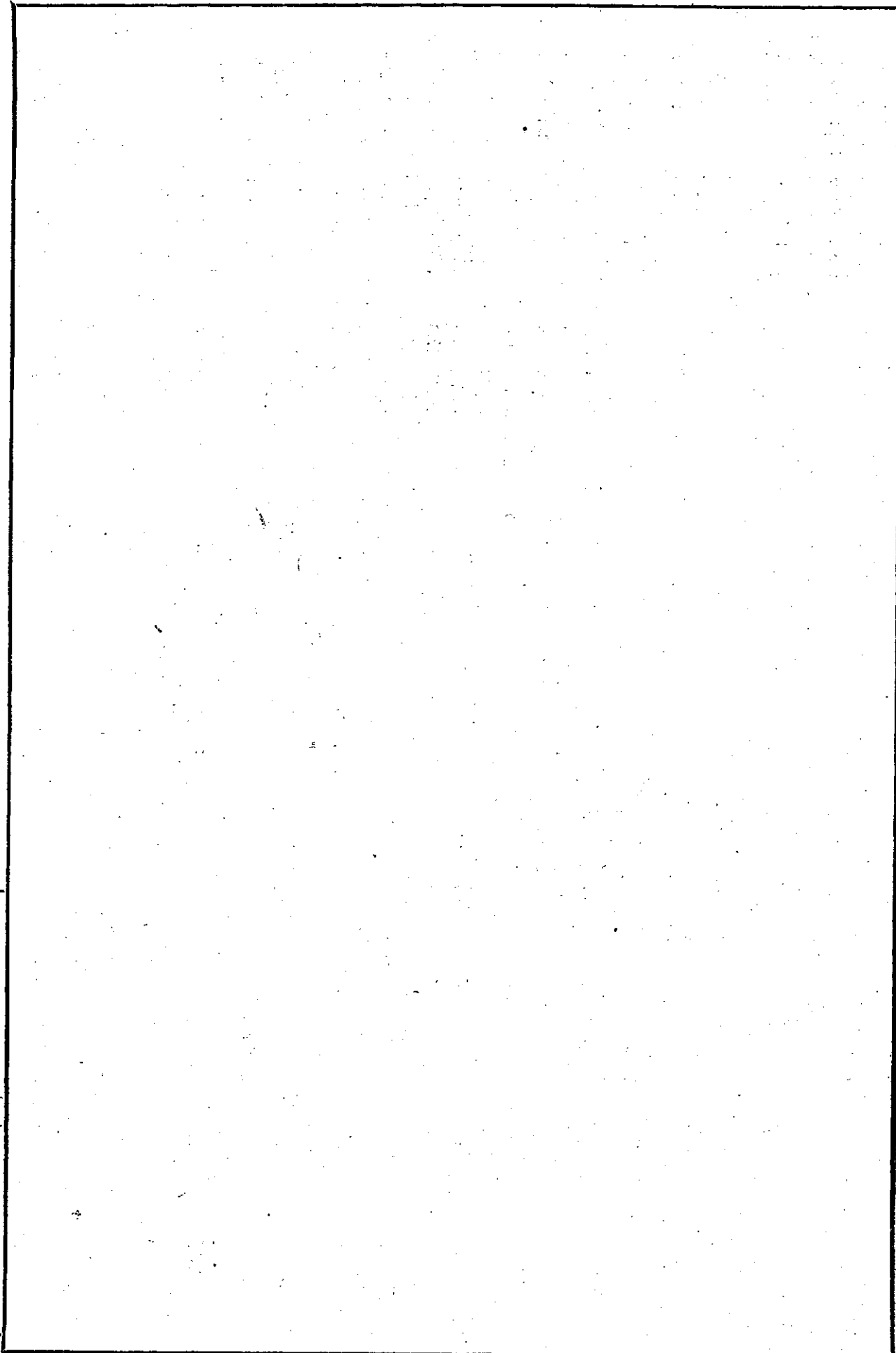
結城、安次君 伊藤 保平君

井上なつる君 宇都宮 登君

尾崎 行輝君 柏木 庫治君
 鎌田 逸郎君 小杉 イ子君
 小宮山常吉君 大屋 晋三君
 植竹 春彦君 中山 壽彦君
 鈴木 直人君 竹下 豐次君
 高瀬壯太郎君 川村 松助君
 小林 英三君 野田 俊作君
 波多野林一君 久松 定武君
 玉屋 喜章君 一松 政二君
 松村眞一郎君 三島 通陽君
 村上 義一君 小野 光洋君
 岩本 月洲君 島津 忠彦君
 池田宇右衛門君 横尾 龍君
 中川 以良君 寺尾 豊君
 遠山 丙市君 加藤常太郎君
 西川 昌夫君 城 義臣君
 淺岡 信夫君 西川甚五郎君
 大島 定吉君 黒田 英雄君
 平沼彌太郎君 草葉 隆岡君
 石坂 豊一君 柴田 政次君
 石原幹市郎君 松野 喜内君
 佐々木鹿藏君 池田七郎兵衛君
 入交 太藏君 藤井 新一君
 深水 六郎君 平岡 市三君
 北村 一男君 伊東 隆治君
 藤森 眞治君 中川 幸平君
 西山 龜七君 小林 勝馬君
 竹中 七郎君 林屋龜次郎君
 廣瀬與兵衛君 小串 清一君
 大隅 憲二君 大隈 信幸君
 門屋 盛一君 中井 光次君
 油井賢太郎君 木内キヤウ君
 深川タマエ君 高橋 啓君

櫻内 辰郎君 安達 良助君
 藤枝 昭信君 島田 千壽君
 吉田 法晴君 木内 四郎君
 谷口彌三郎君 田中 利勝君
 塚本 重藏君 境野 清雄君
 岩本 哲夫君 前之園喜一郎君
 大島農夫雄君 岩崎正三郎君
 島 清君 山田 節男君
 石川 准吉君 淺井 一郎君
 岡田 宗司君 天田 勝正君
 羽生 三七君 稻垣平太郎君
 鬼丸 義賢君 下條 恭兵君
 和田 博雄君 山下 義信君
 細川 嘉六君 中野 重治君
 岩間 正男君 兼岩 傳一君
 鈴木 清一君 水橋 藤作君
 千葉 信君 堀 眞琴君
 姫井 伊介君 椎井 康雄君
 カニエ邦彦君 小泉 秀吉君
 大野 幸二君 千田 正君
 大田 敏兄君 藤田 芳雄君
 羽仁 五郎君 伊藤 修君
 青山 正一君 中平常太郎君
 丹羽 五郎君 佐々木良作君
 中村 正雄君 原 虎一君
 若木 勝藏君 三木 治朗君
 波多野 鼎君 木下 源吾君
 門田 定藏君 駒井 藤平君
 小川 久義君 岩男 仁藏君
 鈴木 憲一君
 内閣総理大臣 吉田 茂君
 外務大臣

法務総裁 殖田 俊吉君
 大蔵大臣 池田 勇人君
 通商産業大臣 林 謙治君
 厚生大臣 森 幸太郎君
 農林大臣 大屋 晋三君
 運輸大臣 大澤 重喜君
 郵政大臣 小澤 重喜君
 電気通信大臣 益谷 秀次君
 建設大臣 青木 孝義君
 国務大臣 増田甲子七君
 国務大臣 山口喜久一郎君
 国務大臣 高橋 一郎君
 政府委員
 検事(検務局長) 木村四郎七君
 外務事務官(連絡局長)
 大蔵政務次官 水田三喜男君
 海上保安官(海上保安庁水路部長) 須田 皖次君



定価 一部 六円五十銭
送料実費

発行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷 庁
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇〇官報課